

タクシー利用助成券は郵送申請できます

伊予市障害者(児)タクシー利用助成券(以下、助成券といいます)の交付について、来庁が難しい方は郵送で申請することができます。(申請時の送料は御負担ください)

助成券は申請内容の確認後に普通郵便で送付します。そのため、申請受付から交付まで一週間程度お時間がかかる見込みです。また、郵便物の紛失等により助成券の受け取りができなかった場合であっても再発行はされませんので御注意ください。

【郵送申請に必要な書類】

- 伊予市障害者(児)タクシー利用助成券交付申請書
- 障害者手帳(利用者氏名がわかる頁)のコピー
- 郵送依頼書
(この用紙の下線部を切り取って同封してください)

〒799-3193
伊予市米湊 820 番地

伊予市役所 福祉課
障がい者福祉担当 行

⇐ 郵送用宛て先

※こちらを切り取り、封筒に
貼り付けて御利用ください。
※送料は申請する方が御負担
ください。

《お問合せ先》

〒799-3193
伊予市米湊 820 番地
伊予市福祉課
(障がい者福祉担当)
TEL 089-982-1121
FAX 089-983-3354

キ-----リ-----ト-----リ-----

郵送依頼書

連絡先氏名 _____
(電話番号 _____)

伊予市障害者(児)タクシー利用助成券について、別紙のとおり申請します。

なお、助成券の郵送先については (申請者 ・ 利用者) 宛を希望します。